柳井市空き家除却事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民生活の安全・安心と良好な住環境を確保し、もって土地の有効活用を促進し地域の活性化を図るため、柳井市内の空き家の除却事業に係る空き家除却事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、空き家とは次の各号に掲げる要件を全て満たしたものとする。

（１）柳井市内に存するおおむね年間を通して使用実績のない常時無人な状態の戸建て住宅で、居住の用（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している併用住宅を含む。）に供されていたものであること。

（２）個人が所有する住宅であること。

（３）所有権以外の権利が設定されていない住宅であること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該住宅の除却について同意しているときは、この限りでない。

（４）空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２２条第３項の規定により措置をとることを命じられている特定空家等でないこと。

２　この要綱において補助対象者とは、空き家を除却しようとする柳井市の市税（以下「市税

」という。）を滞納していない個人（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第１号及び第２号に掲げる者にあっては、当該者と空き家が存する敷地の所有者が異なる場合、当該敷地の所有者から空き家の除却について同意を得た者とする。

（１）空き家の所有者（第７条第１項に規定する申請等の手続（以下「申請等の手続」という。）の一切を、相続人を代表して行う相続人を含む。）。ただし、共同で所有している場合は、いずれか一人とする。

（２）空き家の所有者又は相続人（以下「所有者等」という。）が、やむを得ない事情により自ら補助金の交付申請等を行うことが困難であると市長が認めた場合は、当該所有者等が指定した者。この場合において、当該指定された者は、空き家の所有者等が、自ら申請等を行うことが困難である理由及び所有者等から異議があった場合に、責任をもって解決することを確約する旨を記載した理由書等の書面を提出しなければならない。

（３）空き家の存する敷地の所有者（申請等の手続の一切を、相続人を代表して行う相続人を含む。）であって、当該空き家の所有者等から当該空き家の除却について承諾を受けたもの

３　前２項に掲げるもののほか、この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）敷地　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１条第１号に定める敷地をいう。

（２）解体業者　建設業法（昭和２４年法律第１００号）別表第１の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第３条第１項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第２１条第１項の登録を受けて解体工事業を営む者で、柳井市内に本店を有するものをいう。

（３）災害防止対策　空き家の解体後の敷地に対し、敷地外への土砂等の流出防止措置等をとることをいう。

（交付の対象）

第３条　補助金は、市長が公益上の必要があると認める次条に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う補助対象者に対して、その実施に必要な経費（以下「補助対象経費」という。）の一部について交付する。

（補助対象事業）

第４条　補助対象事業は、補助対象者が解体業者に依頼して行う空き家の除却工事で、次に掲げる工事を除いたものとする。

（１）住宅の一部を除却する工事

（２）他の制度等に基づく補助金等の交付の対象となる工事

（３）門、塀、地下埋設物（基礎を除く。）その他これらに類するもの若しくは樹木の除却工事又は家財道具、機械、車両等の移転若しくは処分に係る工事

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める工事

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、補助対象事業に係る費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額とし、１５０万円を限度とする。

２　前項の補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第７条　補助対象事業を実施する補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、柳井市空き家除却事業補助金交付申請書（別記第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の柳井市空き家除却事業補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）事業実施計画書（別記第２号様式）

（２）空き家の位置図（付近見取図）

（３）空き家の間取りが分かる平面図

（４）空き家の外観写真（複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含むものであること。）

（５）空き家が記載された最新の固定資産（土地・家屋）課税台帳兼名寄帳又は登記全部事項証明書の写し（これらの書類がない場合は、これに代わるものとして市長が認めた書類）

（６）２者以上の解体業者の見積書（内訳と解体工事期間が記載されたものに限る。）

（７）補助対象事業を施工する建設業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可書の写し又は解体工事業者の解体工事業の登録通知書の写し

（８）補助対象者の市税の滞納がないことを示す証明書

（９）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

２　補助対象者は、当該会計年度内において、複数の空き家を補助対象事業とした補助金の交付の決定を受けることができないものとする。

（交付の条件）

第９条　市長は、補助金の交付決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（決定の通知）

第１０条　市長は、第８条の規定により補助金の交付を決定したときは、柳井市空き家除却事業補助金交付決定通知書（別記第３号様式）により、申請した補助対象者に通知する。

２　市長は、第８条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を補助金の交付申請者に柳井市空き家除却事業補助金不交付決定通知書（別記第４号様式）により通知するものとする。

（事業の実施）

第１１条　前条の補助金の交付決定通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、依頼を受けた解体業者とともに適切に補助対象事業を実施しなければならない。

２　補助事業者が前条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手した場合は、当該補助事業者に対しては補助金を交付しない。

（申請の取下げ）

第１２条　補助事業者は、第１０条第１項の規定による決定の通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、柳井市空き家除却事業補助金取下げ申出書（別記第５号様式）を提出しなければならない。

（補助対象事業の変更に係る承認の申請等）

第１３条　補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る柳井市空き家除却事業補助金変更承認申請書（別記第６号様式）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

２　前項の申請においては、第７条第２項の規定を準用する。この場合において、添付する書類は、当該変更に係る書類に限る。

３　補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

４　市長は、第１項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

５　市長は、前項の場合において、柳井市空き家除却事業補助金変更等決定通知書（別記第７号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第１４条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して２週間を経過した日又は当該年度の２月１３日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて柳井市空き家除却事業完了届（別記第８号様式）を市長に提出しなければならない。

（１）事業実績報告書（別記第９号様式）

（２）解体工事の工事請負契約書の写し又は請書の写し

（３）補助対象事業に係る解体業者の確定した請負代金請求書の写し又は領収書の写し（事業着手後に金額の変更があった場合には、内訳を添付すること。）

（４）補助対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し

（５）補助対象事業の完了を確認できる写真

（６）敷地の災害防止対策等についての誓約書（別記第１０号様式）

（７）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１５条　市長は、前条の事業完了届の提出を受けた場合において、その内容を審査し、現地調査を行った結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、柳井市空き家除却事業補助金交付確定通知書（別記第１１号様式）により通知するものとする。

（是正のための措置）

第１６条　市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

２　第１４条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

（補助金の交付請求）

第１７条　第１５条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記第１２号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　補助事業者が、前項の補助金を請求するに当たり、その受領を補助対象事業を実施する解体業者に委任する場合は、代理受領委任状（別記第１３号様式）を添えて請求書を提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１８条　市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、請求日から３０日以内に補助事業者又は前条第２項に該当する受任者に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第１９条　補助事業者は、補助対象事業の実施及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して５年間これを保管しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第２０条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

（４）その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者又は第１７条第２項に該当する受任者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

３　前２項の規定は、第１５条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

４　第１項の規定による取消しの通知は、補助金交付取消通知書（別記第１４号様式）により、第２項の規定による返還の命令は、補助金返還命令書（別記第１５号様式）により行うものとする。

（報告、検査及び指示）

第２１条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業者及び解体業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施に関し必要な指示をし、又は第１９条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

（その他）

第２２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和７年７月１日から施行する。